

国立大学法人電気通信大学役員及び職員に対する給与の口座振込実施要項

平成16年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

平成26年12月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学役員及び職員（以下「職員等」という。）の給与の口座振込について、国立大学法人電気通信大学役員報酬規程、国立大学法人電気通信大学職員給与規程及び国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(口座振込等の申出)

第2条 職員等給与の口座振込及び振込口座の変更等（以下「口座振込等」という。）は、当該職員等の申出に基づき行うものとする。

(口座に振込む給与)

第3条 職員等の口座に振込む給与の額は、各支給日に支払われる全額とする。ただし、特段の事情があると資金責任者が認めた場合を除く。

2 前条の振込の開始時期は、申出のあった翌月とする。

(口座の種類)

第4条 職員等の給与を振込める口座は、本学の基幹取引銀行から資金を送金できる金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、郵便局、その他）に開設された本人名義の普通又は当座の預貯金とする。

(職員等に対する通知)

第5条 給与の口座振込及びその明細の通知は、給与の支給日の当日又は前日に当該職員等に給与支給明細を交付して行うものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年1月1日から施行する。